

委員会提出議案第6号

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について

上記の議案を、亀山市議会会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和元年9月27日提出

提出者

教育民生委員会委員長 福 沢 美由紀

亀山市議会議長 小 坂 直 親 様

別 紙

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書

学校には、さまざまな生活背景から課題を抱えた子どもたちが通っています。厚生労働省の「国民生活基礎調査（2016）」によると、「子どもの貧困率」は13.9%、およそ子ども7人に1人の割合で貧困状態にあるとされています。また、大人が1人の世帯の相対的貧困率は50.8%と、大人が2人以上いる世帯（10.7%）より著しく厳しい経済状況におかれています。

貧困の連鎖を断ち切るための教育に係る公的な支援は、きわめて重要であると考えます。学校をプラットフォームとした子どもたちに対して、教育相談などを充実させる取り組みや、学校だけでは解決が困難な事案について関連機関と連携した支援を行うなどの取り組みが今以上に進められていく必要があります。

日本の高等教育の授業料は国際的な比較において「最も高い水準の国の一つである」とされており、大学等の高等教育段階での総教育支出においても、68%が私費負担で賄われ、経済協力開発機構（OECD）平均の30%を大きく上回っています。（OECD「図表でみる教育2018」）

すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるためには、就学・修学保障制度の拡充が必要です。高等学校等就学支援金制度において、県教育委員会が出した「令和2年度国への提言・提案」にもあるように、「標準的な修業年限を超過した場合であっても、就学支援金の対象とし、経済的負担の軽減を図る」等、制度のさらなる緩和・拡充を求めていかなければなりません。

貧困の連鎖を断ち切り、経済格差を教育格差に結びつけないために、就学・修学支援に関わる制度・施策のより一層の充実が求められています。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記

1. すべての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年9月27日

三重県亀山市議会議長 小坂直親

内閣総理大臣	安	倍	晋	三	様	
財務大臣	麻	生	太	郎	様	
総務大臣	高	市	早	苗	様	
文部科学大臣	萩	生	田	光	一	様
衆議院議長	大	島	理	森	様	
参議院議長	山	東	昭	子	様	